

令和7年度学習習慣の確立に向けた取組の推進に関する業務委託仕様書

1 委託事業の名称

委託事業の名称は、「令和7年度学習習慣の確立に向けた取組の推進に関する業務」とする。

2 業務の目的

子どもたちが主体的に学びに向かうことができるよう、児童生徒の学習習慣の確立に向けて、有識者等の指導・助言を得ながらモデル校で取組の好事例を構築する。加えて、その成果を三重県内に水平展開し、県全体の学習習慣の確立を図る。

3 業務内容

モデル校での研究推進に係る支援について、三重県教育委員会（以下「県教委」という。）の事業担当者、モデル校の教職員、市町教育委員会の事業担当者と連携し、取組を推進するうえで必要な支援（有識者派遣、先行研究・事例の提供、教材提供、成果報告書の作成等）を行うこと。なお、モデル校は県内小中学校のうち、2校（伊賀市1校、名張市1校）を県教委が指定する。

（1）有識者によるモデル校への指導・助言に係るコーディネート業務

- ・早稲田大学 教育・総合科学学術院 大学院教育学研究科 田中博之教授を有識者とし、連絡・調整を行い、研究への協力を依頼すること。
- ・モデル校において、児童生徒の学習習慣の確立に向けた授業に対し、田中教授の指導・助言を受ける機会を年4回以上設定すること。
- ・モデル校において、児童生徒の学習習慣の確立に向けたオンラインによる研修会や相談を受ける機会を年5回以上設定すること。
- ・有識者によるモデル校への指導・助言に係る報償費、旅費は委託料に含むこと。

（2）有識者等による研修会・講演会の実施に係るコーディネート業務

- ・田中教授を講師とし、モデル校や県内小中学校等における児童生徒の学習習慣の確立に向けた授業の方法等についての研修会を年4回以上実施すること。
- ・有識者によるモデル校への指導・助言に係る報償費、旅費は委託料に含むこと。

（3）デジタルドリルの提供業務

- ・家庭学習の学習履歴（ログ）を取得・分析するために、対象学年の児童生徒用のデジタルドリルを提供すること。

（4）家庭学習力アンケートの実施に係る支援・結果の検証に係る業務

- ・児童生徒や保護者に対して、家庭学習に関するアンケートを実施する際に、アンケート入力フォームの作成や結果分析、県教委と回答結果の共有をすること。

（5）成果報告に係る業務

- ・モデル校における学習習慣の確立に向けた取組の成果報告書を作成すること。
- ・成果報告書は、本業務で構築した好事例を、モデル校以外の学校において活用できるようにまとめること。
- ・県内公立小中学校等の教職員を対象とした研修会にて、学習習慣の確立に向けた取組の成果を報告すること。

4 履行期間

契約の日から令和8年3月13日（金）まで

5 納入品

成果報告書の電子ファイル（PDF ファイル）

6 納入日

令和8年3月6日（金）

7 納入方法

（1）納入場所

三重県教育委員会事務局学力向上推進プロジェクトチーム（三重県津市広明町13番地）

（2）納入方法

電子ファイルを保存したCD-R等

8 所有権・著作権等

- ・本契約に基づく成果物の所有権は、県教委への成果物の引渡しが完了したときに、県教委に移転するものとする。
- ・本業務の実施に伴い発生した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって県教委に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作権者人格権を、将来に渡って行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- ・受託者は、教育活動への活用のため成果物の二次利用について許諾するものとする。
- ・受託者は、本件著作物が他人への特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自らその責任を負担し、受託者の責任でこれに対処、解決するものとする。

9 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- （1）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- （2）受託者が上記イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 支払条件

受託者が完了報告書を提出し、三重県教育委員会が内容を精査し問題がないと判断し

た場合、別途契約書に記載されている内容で支払うこととする。

11 その他

- (1) 委託業務が完了したときは遅滞なく成果報告書とは別に業務完了報告書を提出する。
- (2) 契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (3) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (4) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収する。
- (5) 記載がない事項については、規則の定めるところによる。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については、三重県教育委員会と十分に協議しながら円滑に処理すること。

規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&otalCount=27&fromJsp=SrMj>